



令和4年2月16日

各位

株式会社ジェクシード  
(URL <http://www.gexeed.co.jp>)  
代表者名 代表取締役 新井 良  
(コード番号：3719)  
問合せ先 管理本部 町田 英彦  
電話番号：03-5259-7010

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、令和4年3月30日開催予定の第58期定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本店の移動

増員による増床と本社の利便性の向上を目的として本店所在地を千代田区（現本店所在地）から台東区に移転するものであります。

#### 2. 発行可能株式総数の増加

将来の機動的な資金調達を可能とするため、発行可能株式総数を増加することを目的として、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、30,000,000株から50,000,000株に変更するものであります。

#### 3. 株主総会資料の電子提供制度への対応

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但し書きに規程する改正規定が令和4年中に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款を変更するものであります。

#### 4. 常勤の監査等委員について

常勤の監査等委員については、会社法により選定必須ではなく、選定可能といたします。

#### 5. 定款の一部変更の件

##### (1) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条～第2条 (条文省略) (本店の所在地)	(商号) 第1条～第2条 (現行どおり) (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条～第5条 (条文省略)  
(発行可能株式総数)

第6条 会社の発行可能株式総数は、30,000,000株とする。

第7条～第14条 (条文省略)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条～第31条 (条文省略)

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。

第33条～第42条 (条文省略)

<新設>

第3条 当社は、本店を東京都台東区に置く。

第4条～第5条 (現行どおり)  
(発行可能株式総数)

第6条 会社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

第7条～第14条 (現行どおり)

<削除>

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条～第31条 (条文省略)

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第33条～第42条 (条文省略)

(附則)

第2条

1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示みなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改訂す

	<p><u>る法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条但し書きに規程する改正規定の施行日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

(2) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

令和 4 年 3 月 30 日（水）予定

定款変更の効力発生日

令和 4 年 3 月 30 日（水）予定

以上以上